

◆再公告にあたっての公告資料の主な変更箇所

【全資料共通】 新旧対照表

頁	新	旧	備考
	再公告に伴い、公告日以降のスケジュール変更に係る日付を修正した。	—	

## 入札公告 新旧対照表

頁	新	旧	備考
1	入札公告（建設工事） <b>【再公告】</b>	入札公告（建設工事） <b>（追加）</b>	（追加）
2	1 事業概要 (5) 事業内容 (略)	1 事業概要 (5) 事業内容 (略)	
3	① <u>設計業務（事前調査業務、詳細設計業務及び設計業務に係る調整業務）</u> ② <u>工事業務（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務、整備工事業務及び工事業務に係る調整業務）</u> ③ 工事監理業務 ④ <u>維持管理業務（点検・補修業務、台帳作成・管理業務及び維持管理業務に係る調整業務）</u>	① <u>設計業務（追加）</u> ② <u>工事業務（追加）</u> ③ 工事監理業務 ④ <u>維持管理業務（追加）</u>	（追加）  （追加）  （追加）
3	2 競争参加資格 (1) 基本的要件 (略)	2 競争参加資格 (1) 基本的要件 (略)	
6	⑥応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、1 (5) に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。 <u>詳細は入札説明書による。</u> (略)	⑥応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、1 (5) に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。 <u>ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と工事業務を実施することは</u>	（変更）



頁	新	旧	備考
13	ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成24年度以降公示日までに <u>完了した業務</u> （再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。（略）	ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成24年度以降公示日までに <u>完了し、引渡済みの業務</u> （再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない）とする。（略）	(変更)
14	(ウ) 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査 <u>提出書類</u> を提出することができるが、この場合、第一次審査 <u>提出書類</u> 提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには <u>競争参加資格確認結果の通知の日</u> までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。	(ウ) 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査 <u>資料</u> を提出することができるが、この場合、第一次審査 <u>資料</u> 提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには <u>指名通知の日</u> までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。	(変更) (変更) (変更)
15	④上記②、③（イ）の実績として挙げた <u>業務</u> が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）のTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が60点以上であること。	④上記②、③（イ）の実績として挙げた <u>業務実績</u> が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く）のTECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が、60点以上であること。	(変更)
15	(4) 工事企業の競争参加資格要件 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1 (5) に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③	(4) 工事企業の競争参加資格要件 代表企業、構成企業又は協力企業のうち、1 (5) に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③	

頁	新	旧	備考
16	<p>までの要件を満たさなければならない。ただし、工事<u>業務</u>に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は2(3)に掲げる設計企業の競争参加資格要件②を満たせば良いものとする。</p> <p>① 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における<u>一般競争(指名競争)参加資格</u>のうち、「アスファルト舗装工事」の「A等級」または「B等級」に認定されている者であること。(会社更生法<u>(削除)</u>に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(<u>削除</u>)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争(指名競争)参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p> <p>② 平成19年度以降に元請けとして完成した下記(ア)の工事(発注機関は問わない。)の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)</p> <p><u>経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成19年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>③(略)なお、第一次審査<u>提出書類</u>の提出時に配置予定技術者の</p>	<p>までの要件を満たさなければならない。ただし、工事<u>(追加)</u>に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は2(3)に掲げる設計企業の競争参加資格要件②を満たせば良いものとする。</p> <p>① 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における<u>一般競争参加資格</u>のうち、「アスファルト舗装工事」の「A等級」または「B等級」に認定されている者であること。(会社更生法<u>(平成14年法律第154号)</u>に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法<u>(平成11年法律第225号)</u>に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p> <p>② 平成19年度以降に元請けとして完成した下記(ア)の工事(発注機関は問わない。)の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>③(略)なお、第一次審査<u>資料</u>の提出時に配置予定技術者の候補</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>



頁	新	旧	備考
24	<p>(ア)管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。</p> <p>a 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）</p> <p>b 一級土木施工管理技士</p> <p>c <u>土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1級土木）</u></p> <p>d （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質国土交通省登録技術者資格（Ⅱ）</p> <p>e R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）</p> <p>(イ)次の a の実績（平成 19 年度以降公示日までに完了した業務）を有する者。</p> <p>a 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、P F I 事業技術アドバイザー業務</p>	<p>(ア)管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること</p> <p>a.技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）</p> <p>b.一級土木施工管理技士</p> <p>c.<u>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者</u></p> <p>d.（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質国土交通省登録技術者資格（Ⅱ）</p> <p>e.R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）</p> <p>(イ)次の a.の実績（平成 19 年度以降公示日までに完了した業務）を有する者。</p> <p>a.国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、P F I 事業技術アドバイザー業務</p>	(変更)
25	<p><u>なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</u></p>	<p><u>(ウ)上記（イ）の実績として挙げた業務成績評定点が 60 点以上であること。</u></p>	(変更)
25	<p>(6) 維持管理企業の競争参加資格要件</p> <p>代表企業、構成企業又は協力企業のうち 1 (5) に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、<u>点検・補修業務のうち点検業務</u>を実施する者は次の①(ア)及び②(ア)の要件</p>	<p>(6) 維持管理企業の競争参加資格要件</p> <p>代表企業、構成企業又は協力企業のうち 1 (5) に掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、<u>点検業務のみ</u>を実施する者は次の①(ア)及び②(ア)の要件を、<u>(追加)</u>台帳作成・</p>	(変更) (追加)

頁	新	旧	備考
26	<p>を、<u>点検・補修業務のうち補修業務を実施する者は次の①(イ)及び②(ウ)の要件を</u>、台帳作成・管理業務 <u>(削除)</u> を実施する者は次の①(ア)及び②(イ)の要件を <u>(削除)</u> 満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、2(2)に掲げる応募者共通の競争参加資格要件を満たせば良いものとする。</p> <p>①次の(ア)及び(イ)の要件を満たさなければならない。</p> <p>(ア)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法 <u>(削除)</u> に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 <u>(削除)</u> に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく <u>一般競争(指名競争)参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p> <p>(イ)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和3・4年度 <u>一般競争(指名競争)参加資格</u>のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。(会社更生法 <u>(削除)</u> に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 <u>(削除)</u> に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく <u>一般競争(指名競争)参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p>	<p>管理業務のみを実施する者は次の①(ア)及び②(イ)の要件を、<u>補修業務のみを実施する者は次の①(イ)及び②(ウ)の要件を</u>満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、2(2)に掲げる応募者共通の競争参加資格要件を満たせば良いものとする。</p> <p>①次の(ア)及び(イ)の要件を満たさなければならない。</p> <p>(ア)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法 <u>(平成14年法律第154号)</u> に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 <u>(平成11年法律第225号)</u> に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく <u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p> <p>(イ)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和3・4年度 <u>一般競争参加資格</u>のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。(会社更生法 <u>(平成14年法律第154号)</u> に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 <u>(平成11年法律第225号)</u> に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく <u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

頁	新	旧	備考
27	<p>②次の <u>(ア) から (ウ) まで</u>の実績実績を有すること。</p> <p>(ア)平成 24 年度以降に完了した、<u>国又は地方公共団体のいずれかが発注した</u>道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。</p> <p>(イ)平成 19 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した<u>土木工事に関する</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、C M業務、P F I 事業技術アドバイザー業務</p> <p><u>なお、実績として挙げた業務が</u>地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</p> <p>(ウ)平成 19 年度以降に完了した、<u>国又は地方公共団体のいずれかが発注した</u>道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること。</p>	<p>②次の <u>(追加)</u> 実績を有すること。</p> <p>(ア)平成 24 年度以降に完了した、<u>国及び地方公共団体による</u>道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。</p> <p>(イ)平成 19 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した <u>(追加)</u> 発注者支援業務、公物管理補助業務、C M業務、P F I 事業技術アドバイザー業務</p> <p><u>※当該実績が</u>地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</p> <p>(ウ)平成 19 年度以降に完了した、<u>国及び地方公共団体による</u>道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
28 29	<p>3 入札手続等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 第一次審査<u>提出書類の提出</u></p> <p>(略)</p> <p>提出方法 <u>データを記録した CD-R を、</u>持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。電送による提出は認めない。</p> <p>(4) 入札書及び第二次審査提出書類の提出</p> <p>(略)</p>	<p>3 入札手続等</p> <p>(略)</p> <p>(3) 第一次審査<u>資料の受付</u></p> <p>(略)</p> <p>提出方法 <u>(追加)</u> 持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。電送による提出は認めない。</p> <p>(4) 入札書及び第二次審査提出書類の提出</p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

頁	新	旧	備考
	提出方法 <u>入札書は紙、第二次審査提出書類はデータを記録したCD-Rを</u> 、持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。電送による提出は認めない。	提出方法 <u>(追加)</u> 持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。電送による提出は認めない。	(追加)
30	4 総合評価に関する事項 (略)	4 総合評価に関する事項 (略)	
32	⑤上記(1)において、 <u>総合</u> 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。	⑤上記(1)において、 <u>(追加)</u> 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。	(追加)
32	5 その他 (略)	5 その他 (略)	
34	(3) 契約保証金 納付する。 <u>北陸地方整備局は、事業契約に基づいて(削除) 事業者が実施する本事業の履行を確保するため、以下の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。</u> (略)	(3) 契約保証金 納付する。 北陸地方整備局は、事業契約に基づいて <u>PFI</u> 事業者が実施する本事業の履行を確保するため、以下の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。 (略)	(追加) (削除)
35	(8) 第二次審査 <u>提出書類</u> のヒアリングを実施する。 (略)	(8) 第二次審査 <u>資料</u> のヒアリングを実施する。 (略)	(変更)
	(10) <u>一般競争(指名競争) 参加資格</u> の認定を受けていない者の参加 上記2(3)①、2(4)①、2(5)①又は2(6)①に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。	(10) <u>一般競争入札参加資格</u> の認定を受けていない者の参加 上記2(3)①、2(4)①、2(5)①又は2(6)①に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。	(変更)

## 入札説明書の交付 新旧対照表

頁	新	旧	備考
	国道4 1号黒崎電線共同溝P F I事業に係る入札説明書の交付 <u>【再公告】</u>	国道4 1号黒崎電線共同溝P F I事業に係る入札説明書の交付 <u>(追加)</u>	(追加)

## 入札説明書 新旧対照表

頁	新	旧	備考
表紙	入札説明書 <u>【再公告】</u>	入札説明書 <u>(追加)</u>	(追加)
2	<p>第2章 対象事業の概要</p> <p>3. 事業概要 (略)</p> <p>(2) 事業の対象となる公共施設等の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電線共同溝（道路法第2条第2項9号に定める電線共同溝（道路の附属物））</li> <li>・道路（車道、歩道）</li> <li>・道路附属物等（交差点照明、縁石等）</li> </ul> <p><u>なお、上記の公共施設等を総称して、以下「本施設」という。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 事業内容 (略)</p> <p>ア 設計業務 (ア)事前調査業務（現地踏査、試掘調査、現況測量） (イ)詳細設計業務</p>	<p>第2章 対象事業の概要</p> <p>3. 事業概要 (略)</p> <p>(2) 事業の対象となる公共施設等の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電線共同溝（道路法第2条第2項9号に定める電線共同溝（道路の附属物））</li> <li>・道路（車道、歩道）</li> <li>・道路附属物等（交差点照明、縁石等）</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 事業内容 (略)</p> <p>ア 設計業務 (ア)事前調査業務（現地踏査、試掘調査、現況測量） (イ)詳細設計業務</p>	(追加)

頁	新	旧	備考
3	<p>(ウ)設計業務に係る調整業務（入線業者等との協議など） <u>(削除)</u></p> <p>イ 工事業務 (ア)既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 (イ)整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備） ※電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。 (ウ)工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など） <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p> <p>ウ 工事監理業務 (ア)工事監理業務</p> <p>エ 維持管理業務 (ア)点検・補修業務 (イ)台帳作成・管理業務 (ウ)維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との抜柱・入線及び施設の点検・補修等に係る調整など） <u>(削除)</u></p> <p>特定事業が対象とする<u>区域</u>は「要求水準書」（添付2）<u>資料3-1「事業対象区域図（設計業務・工事業務）」</u>及び資料3-2「<u>事業対象区域図（維持管理業務）」</u>に示すとおりである。</p>	<p>(ウ)設計業務に係る調整業務（入線業者等との協議など） <u>(エ)その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</u></p> <p>イ 工事業務 (ア)既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務 (イ)整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備） ※電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。 (ウ)工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など） <u>(エ)本事業で整備する施設の所有権移転業務</u> <u>(オ)その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</u></p> <p>ウ 工事監理業務 (ア)工事監理業務</p> <p>エ 維持管理業務 (ア)点検・補修業務 (イ)台帳作成・管理業務 (ウ)維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との抜柱・入線及び施設の点検・補修等に係る調整など） <u>(エ)その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</u></p> <p>特定事業が対象とする<u>範囲</u>は「要求水準書」（添付2）<u>資料3「事業対象区域図（設計業務・工事業務・維持管理業務）」</u>に示すとおりである。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>



頁	新	旧	備考
4	<p>第3章 応募者の競争参加資格要件</p> <p>1. 応募者の構成 (略)</p> <p>イ 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする（以下、代表企業には応募企業を含む。）。</p> <p>また、本事業を行うための<u>特別目的会社（以下「SPC」という。）</u>を設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。</p> <p>(ア)代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者</p> <p>(イ)構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業</p> <p>(ウ)協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業</p> <p>ウ 協力企業についても、<u>入札</u>参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 応募者の競争参加資格要件</p> <p>1. 応募者の構成 (略)</p> <p>イ 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする（以下、代表企業には応募企業を含む。）。</p> <p>また、本事業を行うための<u>SPC</u>を設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。</p> <p>(ア)代表企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者</p> <p>(イ)構成企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業</p> <p>(ウ)協力企業：SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業</p> <p>ウ 協力企業についても、<u>(追加)</u>参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。</p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
5	<p>カ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第2章3.(4)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施するこ</p>	<p>カ 応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、第2章3.(4)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施するこ</p>	

頁	新	旧	備考
	<p>と又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が<u>第 2 章 3.(4)イに掲げる工事業務のうち (ア)・(イ) の業務と工事監理業務を兼務して実施することはできない。</u></p>	<p>と又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が<u>工事監理業務と工事業務を実施することはできない。</u></p>	(変更)
6	<p>2. 応募者共通の参加資格要件 (略) キ <u>北陸地方整備局が設置した「国道 4 1 号黒崎電線共同溝 P F 1 事業有識者委員会」(以下、本章において「有識者委員会」という。)</u>の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。</p>	<p>2. 応募者共通の参加資格要件 (略) キ <u>有識者委員会</u>の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。</p>	(変更)
7	<p>3. 設計企業の参加資格要件 (略) ※事業監理業務とは、国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、<u>公益法人(注4)</u>又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。 ア 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和 3・4 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る</p>	<p>3. 設計企業の参加資格要件 (略) ※事業監理業務とは、国、特殊法人等(注1)、地方公共団体(注2)、地方公社(注3)、<u>(追加)</u>又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注5)が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。 ア 北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和 3・4 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る</p>	(追加)

頁	新	旧	備考
8	<p>一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争（指名競争）参加資格</u>の再認定を受けていること。）</p> <p>（略）</p> <p>ウ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。</p> <p>（略）</p> <p>（イ）次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事をを行う公益民間企業が発注した業務で、平成 24 年度以降公示日までに<u>完了した</u>業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない。）とする。（略）</p> <p>（ウ）外国資格を有する技術者（わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は R C C M 相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、<u>入札</u>参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも<u>入札</u>参加表明書を提出することができるが、この場合、<u>入札</u>参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには<u>競</u></p>	<p>一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。）</p> <p>（略）</p> <p>ウ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。</p> <p>（略）</p> <p>（イ）次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事をを行う公益民間企業が発注した業務で、平成 24 年度以降公示日までに<u>完了し、引渡済みの</u>業務（再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない。）とする。（略）</p> <p>（ウ）外国資格を有する技術者（わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は R C C M 相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、<u>（追加）</u>参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも<u>（追加）</u>参加表明書を提出することができるが、この場合、<u>（追加）</u>参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるため</p>	<p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>

頁	新	旧	備考
9	<p><u>争参加資格確認結果の通知の日</u>までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p> <p>エ 上記イ、ウの（イ）の実績として挙げた<u>業務</u>が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関するものを除く。）の TECRIS に登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が 60 点以上であること。</p>	<p>には<u>指名通知の日</u>までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p> <p>エ 上記イ、ウの（イ）の実績として挙げた<u>業務実績</u>が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関するものを除く。）の TECRIS に登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が、60 点以上であること。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
9	<p>4. 工事企業の競争参加資格要件</p> <p>代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第 2 章 3. (4) イに掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。ただし、<u>工事業務に係る</u>調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は第 3 章 3. に掲げる設計企業の競争参加資格要件イを満たせば良いものとする。</p> <p>ア 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における<u>一般競争（指名競争）参加資格</u>のうち、「アスファルト舗装工事」の「A 等級」または「B 等級」に認定されている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争（指名競争）参加資格</u>の再認定を受けていること。）</p> <p>(略)</p>	<p>4. 工事企業の競争参加資格要件</p> <p>代表企業、構成企業又は協力企業のうち、第 2 章 3. (4) イに掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次のアからウまでの要件を満たさなければならない。ただし、<u>工事に係る</u>調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次のイの要件又は第 3 章 3. に掲げる設計企業の競争参加資格要件イを満たせば良いものとする。</p> <p>ア 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における<u>一般競争参加資格</u>のうち、「アスファルト舗装工事」の「A 等級」または「B 等級」に認定されている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。）</p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
10	<p>ウ (略) なお、第一次審査<u>提出書類</u>の提出時に配置予定技術者の</p>	<p>ウ (略) なお、第一次審査<u>資料</u>の提出時に配置予定技術者の候補</p>	<p>(変更)</p>

頁	新	旧	備考
	<p>候補者を特定できない場合は、複数の候補者とする事ができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。</p> <p>(ア)主任技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の<u>資格とは次のとおり。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、監理技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の<u>資格とは次のとおり。</u></p> <p>(略)</p> <p>(イ)平成 19 年度以降に元請けとして<u>完成した</u>上記イ (ア) の工事 (発注機関は問わない。) の経験 (以下「同種工事の経験」という。) を有する者であること (甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。)(略)</p>	<p>者を特定できない場合は、複数の候補者とする事ができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。</p> <p>(ア)主任技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の<u>資格は次に掲げるいずれかの資格とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>また、監理技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の<u>資格は次に掲げるいずれかの資格とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(イ)平成 19 年度以降に元請けとして<u>完成し、引渡し完了した</u>上記イ (ア) の工事 (発注機関は問わない。) の経験 (以下「同種工事の経験」という。) を有する者であること (甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。)(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
11	<p>5. 工事監理企業の競争参加資格要件</p> <p>(略)</p> <p>ア 北陸地方整備局 (港湾空港関係事務に関することを除く。) における令和 3・4 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。<u>(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は</u></p>	<p>5. 工事監理企業の競争参加資格要件</p> <p>(略)</p> <p>ア 北陸地方整備局 (港湾空港関係事務に関することを除く。) における令和 3・4 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けていること。<u>(追加)</u></p>	<p>(追加)</p>

頁	新	旧	備考
12	<p><u>民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）</u></p> <p>イ 平成 19 年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した<u>土木工事に関する</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI 事業技術アドバイザー業務</p> <p>(略)</p> <p>c.<u>土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1 級土木）</u></p> <p>(略)</p> <p>12 <u>なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</u></p>	<p>イ 平成 19 年度以降に元請けとして完了した、以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した<u>(追加)</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI 事業技術アドバイザー業務</p> <p>(略)</p> <p>c.<u>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者</u></p> <p>(略)</p> <p>12 <u>(ウ)上記(イ)の実績として挙げた業務成績評定点が 60 点以上であること。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>
12	<p>6. 維持管理企業の競争参加資格要件</p> <p>代表企業、構成企業又は協力企業のうち第 2 章 3. (4) エに掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のア及びイの要件を満たさなければならない。ただし、<u>点検・補修業務のうち点検業務</u>を実施する者は次のア(ア)及びイ(ア)の要件を、<u>点検・補修業務のうち補修業務を実施する者は次のア(イ)及びイ(ウ)の要件を、</u>台帳作成・管理業務<u>(削除)</u>を実施</p>	<p>6. 維持管理企業の競争参加資格要件</p> <p>代表企業、構成企業又は協力企業のうち第 2 章 3. (4) エに掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のア及びイの要件を満たさなければならない。ただし、<u>点検業務のみ</u>を実施する者は次のア(ア)及びイ(ア)の要件を、<u>(追加)</u>台帳作成・管理業務<u>のみ</u>を実施する者は次のア(ア)及びイ(イ)の要件を、<u>補修業務のみを実施する者は次のア(イ)及びイ(ウ)の</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(削除)</p>

頁	新	旧	備考
	<p>する者は次のア(ア)及びイ(イ)の要件を(削除)満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、第3章2に掲げる応募者共通の競争参加資格要件を満たせば良いものとする。</p> <p>ア 次の(ア)及び(イ)の要件を満たさなければならない。</p> <p>(ア)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争(指名競争)参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p> <p>(イ)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和3・4年度<u>一般競争(指名競争)参加資格</u>のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争(指名競争)参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p> <p>イ 次の(ア)から(ウ)までの実績を有すること。</p> <p>(ア)平成24年度以降に完了した、<u>国又は地方公共団体のいずれかが発注した</u>道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有</p>	<p><u>要件</u>を満たせば良いものとする。また、維持管理業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、第3章2に掲げる応募者共通の競争参加資格要件を満たせば良いものとする。</p> <p>ア 次の(ア)及び(イ)の要件を満たさなければならない。</p> <p>(ア)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p> <p>(イ)北陸地方整備局(港湾空港関係事務に関することを除く。)における令和3・4年度<u>一般競争参加資格</u>のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」の認定を受けている者であること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。)</p> <p>イ 次の(追加)実績を有すること。</p> <p>(ア)平成24年度以降に完了した、<u>国及び地方公共団体による</u>道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。</p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>

頁	新	旧	備考
	<p>すること。</p> <p>(イ)平成 19 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した<u>土木工事に関する</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI 事業技術アドバイザー業務</p> <p><u>なお、実績として挙げた業務が</u>地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</p> <p>(ウ)平成 19 年度以降に完了した、<u>国又は地方公共団体のいずれかが発注した</u>道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること。</p>	<p>(イ)平成 19 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した<u>(追加)</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI 事業技術アドバイザー業務</p> <p><u>※当該実績が</u>地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</p> <p>(ウ)平成 19 年度以降に完了した、<u>国及び地方公共団体による</u>道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
13	<p>第 4 章 入札手続等</p> <p>(略)</p> <p>2. 競争参加資格の確認（第一次審査）等</p> <p>(1) 第一次審査<u>提出書類の提出</u></p> <p>応募者は、本件入札に参加することを表明し、第 3 章に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、第一次審査<u>提出書類</u>を提出し、競争参加資格の有無について北陸地方整備局の審査を受けなければならない。</p> <p>第一次審査<u>提出書類</u>の提出時に、第 3 章 3.ア、4.ア、5.ア、又は 6.アの認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い第一次審査<u>提出書類</u>を提出することができる。(略)</p> <p>なお、期限までに第一次審査<u>提出書類</u>を提出しない者並びに競</p>	<p>第 4 章 入札手続等</p> <p>(略)</p> <p>2. 競争参加資格の確認（第一次審査）等</p> <p>(1) 第一次審査<u>資料の受付</u></p> <p>応募者は、本件入札に参加することを表明し、第 3 章に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、第一次審査<u>資料</u>を提出し、競争参加資格の有無について北陸地方整備局の審査を受けなければならない。</p> <p>第一次審査<u>資料</u>の提出時に、第 3 章 3.ア、4.ア、5.ア、又は 6.アの認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い第一次審査<u>資料</u>を提出することができる。(略)</p> <p>なお、期限までに第一次審査<u>資料</u>を提出しない者並びに競争参</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

頁	新	旧	備考
14	<p>争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。</p> <p>(略)</p> <p>提出方法：<u>データを記録したCD-Rを</u>、持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。電送による提出は認めない。</p> <p>(2) 競争参加資格の確認</p> <p>競争参加資格の確認は、第一次審査<u>提出書類</u>の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年12月21日（水）までに通知する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 代表企業、構成企業又は協力企業の変更</p> <p>競争参加資格確認後は、代表企業、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、構成員又は協力企業を入札書及び第二次審査<u>提出書類</u>提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、北陸地方整備局と事前協議を行い、北陸地方整備局の承諾を得るとともに、変更又は追加後において第3章に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、第3章3.ア、4.ア、5.ア、又は6.アの認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、第3章2.までに掲げる要件を満たしており、かつ、第3章3.ア、4.ア、5.ア、又は6.アの認定等を受けていない企業にあつては、</p>	<p>加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。</p> <p>(略)</p> <p>提出方法：<u>(追加)</u> 持参又は郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。電送による提出は認めない。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 競争参加資格の確認</p> <p>競争参加資格の確認は、第一次審査<u>資料</u>の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年12月21日（水）までに通知する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 代表企業、構成企業又は協力企業の変更</p> <p>競争参加資格確認後は、代表企業、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、構成員又は協力企業を入札書及び第二次審査<u>資料</u>提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、北陸地方整備局と事前協議を行い、北陸地方整備局の承諾を得るとともに、変更又は追加後において第3章に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、第3章3.ア、4.ア、5.ア、又は6.アの認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、第3章2.までに掲げる要件を満たしており、かつ、第3章3.ア、4.ア、5.ア、又は6.アの認定等を受けていない企業にあつては、それ</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

頁	新	旧	備考
	<p>それぞれ第3章3.イからエまで、4.イ及びウ、5.イ及びウ又は6.イに掲げる要件を満たしているときは開札の時に上記企業が第3章3.ア、4.ア、5.ア、又は6.アに掲げる要件を満たしていることを条件とする。)に限り、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 第一次審査提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。</p> <p>イ 提出された第一次審査提出書類は、競争参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された第一次審査提出書類のデータを記録したCD-Rは、返却しない。</p> <p>エ 上記(3)ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における第一次審査提出書類の差し替え及び再提出は認めない。したがって、応募者は、「様式集」(添付8)を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、第一次審査提出書類を作成すること。</p>	<p>ぞれ第3章3.イからエまで、4.イ及びウ、5.イ及びウ又は6.イに掲げる要件を満たしているときは開札の時に上記企業が第3章3.ア、4.ア、5.ア、又は6.アに掲げる要件を満たしていることを条件とする。)に限り、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 第一次審査資料の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。</p> <p>イ 提出された第一次審査資料は、競争参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された第一次審査資料は、返却しない。</p> <p>エ 上記(3)ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における第一次審査資料の差し替え及び再提出は認めない。したがって、応募者は、「様式集」(添付8)を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、第一次審査資料を作成すること。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
15	<p>4. 入札書及び第二次審査提出書類の提出</p> <p>(略)</p> <p>提出方法：<u>入札書は紙、第二次審査提出書類はデータを記録したCD-Rを</u>、持参又は郵送(書留郵便に限る。期限までに必着)すること。電送による提出は認めない。</p> <p>(略)</p>	<p>4. 入札書及び第二次審査提出書類の提出</p> <p>(略)</p> <p>提出方法：<u>(追加)</u>持参又は郵送(書留郵便に限る。期限までに必着)すること。電送による提出は認めない。</p> <p>(略)</p>	<p>(追加)</p>

頁	新	旧	備考
16	<p>ウ (略)</p> <p>(ウ)賃上げ基準に達していない場合等の減点</p> <p><u>(略) ただし、以下の例に示すような天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかつた者については、減点措置を課さないこととする。</u></p>	<p>ウ (略)</p> <p>(ウ)賃上げ基準に達していない場合等の減点</p> <p><u>(略) ただし、やむを得ない事情により表明した賃上げを実行することができなかつた者についてはこの限りではない。</u></p>	(変更)
17	<p><u>a.特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された特定非常災害であつて、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。</u></p> <p><u>b.各種経済指標の動向等を踏まえ、平成 20 年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。</u></p> <p><u>c. a.及び b.に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名または記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。</u></p> <p><u>(a) 自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合</u></p> <p><u>(b) 主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	(追加)

頁	新	旧	備考
	<p><u>(c) 資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合 など</u></p> <p><u>※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。</u></p> <p><u>※ 個別具体の天災事変等が a.及び b.に相当すると認められるかどうかについては、別途周知する。</u></p> <p><u>※ a.から c.は例示であり、これ以外の事象等についても別途周知する可能性がある。</u></p>		
17	<p>5. 入札方法等</p> <p>(1) 入札方法</p> <p>(略)</p>	<p>5. 入札方法等</p> <p>(1) 入札方法</p> <p>(略)</p>	
18	<p>ウ 入札書は、第 4 章 4.に示した<u>期限</u>までに到着しないものは無効とする。</p> <p>エ 入札書を提出するに当たっては、<u>北陸地方整備局</u>により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れること。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 入札の辞退</p> <p>入札参加者は、入札書及び第二次審査<u>提出書類</u>の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合は「様式集」(添付 8) に定める入札辞退届を第 4 章 1.の担当部局まで直接持参、又は郵送(入札書及び第二次審査<u>提出書類</u>の提出日の前日までに到達するものに限る)することにより、申し出</p>	<p>ウ 入札書は、第 4 章 4.に示した<u>期間</u>までに到着しないものは無効とする。</p> <p>エ 入札書を提出するに当たっては、<u>国</u>により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れること。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 入札の辞退</p> <p>入札参加者は、入札書及び第二次審査<u>資料</u>の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合は「様式集」(添付 8) に定める入札辞退届を第 4 章 1.の担当部局まで直接持参、又は郵送(入札書及び第二次審査<u>資料</u>の提出日の前日までに到達するものに限る)することにより、申し出るものと</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

頁	新	旧	備考
	<p>るものとする。 (略) (5) 入札価格の記載 (略) ただし、<u>基準金利</u>の算定結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。</p>	<p>する。 (略) (5) 入札価格の記載 (略) ただし、<u>準金利</u>の算定結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。</p>	(変更)
19	<p>7. 入札参加に関する留意事項 (1) 第二次審査<u>提出書類</u>等</p>	<p>7. 入札参加に関する留意事項 (1) 第二次審査<u>資料</u>等</p>	(変更)
20 21 22	<p>第5章 落札者の決定方法等 (略) 3. 落札者の選定方法 (略) (1) 第一次審査 (略) なお、第一次審査の結果は、第二次審査<u>提出書類</u>を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。 第一次審査の結果、入札参加者（競争参加資格が有ると認められた応募者）は、第二次審査<u>提出書類</u>を提出することができる。 (略) (4) 総合評価 (略) (オ)上記アにおいて、<u>総合</u>評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。</p>	<p>第5章 落札者の決定方法等 (略) 3. 落札者の選定方法 (略) (1) 第一次審査 (略) なお、第一次審査の結果は、第二次審査<u>資料</u>を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。 第一次審査の結果、入札参加者（競争参加資格が有ると認められた応募者）は、第二次審査<u>資料</u>を提出することができる。 (略) (4) 総合評価 (略) (オ)上記アにおいて、<u>(追加)</u>評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。</p>	(変更)  (変更)  (追加)

頁	新	旧	備考
24	<p>第7章 その他</p> <p>1. 提示資料の貸与等 (略)</p> <p>その他 : 守秘義務の遵守に関する誓約書及び貸与資料申込書は、提出場所へ持参、郵送又は電子メールの添付ファイルとして送信すること。破棄の際には、破棄義務の遵守に関する報告書を送付又は持参すること。</p> <p>2. 見積書の提出</p> <p>本工事の工事費算出の参考とするため、<u>第一次審査提出書類</u>の提出と併せて歩掛の見積の提出を行うこと。なお、見積の提出がされない場合においても競争参加資格の有無には影響しないが、後日、別途協力依頼を行う場合がある。</p>	<p>第7章 その他</p> <p>1. 提示資料の貸与等 (略)</p> <p>その他 : 守秘義務の遵守に関する誓約書及び貸与資料申込書は、提出場所へ持参、郵送又は電子メール <u>(追加)</u> すること。破棄の際には、破棄義務の遵守に関する報告書を送付又は持参すること。</p> <p>2. 見積書の提出</p> <p>本工事の工事費算出の参考とするため、<u>申請書</u>の提出と併せて施工歩掛の見積の提出を行うこと。なお、見積の提出がされない場合においても競争参加資格の有無には影響しないが、後日、別途協力依頼を行う場合がある。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p>

入札説明書 添付1 事業契約書（案） 新旧対照表

頁	新	旧	備考
表紙	事業契約書（案） <u>【再公告】</u>	事業契約書（案） <u>（追加）</u>	（追加）
41	別紙2 用語の定義 （略）	別紙2 用語の定義 （略）	
43	No.31 工事業務 「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」、「整備工事業務」 及び「工事業務に係る調整業務」 <u>（削除）</u> を総称している。 （略）	No.31 工事業務 「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」、「整備工事業務」 及び「工事業務に係る調整業務」、 <u>「本施設の所有権移転業務」</u> を 総称している。 （略）	（削除）
47	No.89 本件工事費等 「本施設」の「施設費」のうち、 （i）「設計業務」に係る調査・設計費 （ii）「工事業務」に係る工事費 （iii）「設計業務に係る調整業務」 <u>（削除）</u> に係る費用 （iv）「工事監理業務」に係る工事監理費 の合計額（「消費税等」を含む。）をいう。	No.89 本件工事費等 「本施設」の「施設費」のうち、 （i）「設計業務」に係る調査・設計費 （ii）「工事業務」に係る工事費 （iii）「設計業務に係る調整業務」 <u>及び「工事業務に係る調整業務</u> <u>（工事段階）」</u> に係る費用 （iv）「工事監理業務」に係る工事監理費 の合計額（「消費税等」を含む。）をいう。	（削除）

頁	新	旧	備考
	<u>(No.90 を全て削除し、以降の番号を繰り上げ)</u>	<u>No.90 本施設の所有権移転業務</u> <u>「本施設」の所有権を「発注者」に移転させる業務をいい、その</u> <u>業務内容の詳細については「要求水準書」による。</u>	(削除)

入札説明書 添付2 要求水準書 新旧対照表

頁	新	旧	備考
表紙	要求水準書 <b>【再公告】</b>	要求水準書 <u>(追加)</u>	(追加)
目次	第3章 工事業務 19 (略) <u>(削除)</u> (略)	第3章 工事業務 19 (略) <u>6. 本施設の所有権移転業務 46</u> (略)	(削除)
1 2	第1章 総則 7. 事業の概要 本事業は、事業の対象となる <u>区域</u> において、本施設の整備及び維持管理を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI法」という。)に基づき実施するものである。	第1章 総則 7. 事業の概要 本事業は、事業の対象となる <u>地区</u> において、本施設の整備及び維持管理を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI法」という。)に基づき実施するものである。	(変更)
2	8. 事業の業務内容 事業者が実施する業務は、以下のとおりである。 (1) 設計業務 ア事前調査業務(現地踏査、試掘調査、現況測量) イ詳細設計業務 ウ設計業務に係る調整業務(入線業者等との協議など) <u>(削除)</u>  (2) 工事業務	8. 事業の業務内容 事業者が実施する業務は、以下のとおりである。 (1) 設計業務 ア事前調査業務(現地踏査、試掘調査、現況測量) イ詳細設計業務 ウ設計業務に係る調整業務(入線業者等との協議など) <u>エその他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</u>  (2) 工事業務	(削除)

頁	新	旧	備考
	<p>ア既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務            イ整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）            ウ工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など）</p> <p><u>（削除）</u>  <u>（削除）</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 維持管理業務            ア点検・補修業務            イ台帳作成・管理業務            ウ維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との <u>（削除）</u> 抜柱・            入線<u>及び施設の点検・補修</u>等に係る調整など）</p> <p><u>（削除）</u></p>	<p>ア既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務            イ整備工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）            ウ工事業務に係る調整業務（隣接店舗等との出入口調整など）</p> <p><u>エ本事業で整備する施設の所有権移転業務</u>  <u>オその他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 維持管理業務            ア点検・補修業務            イ台帳作成・管理業務            ウ維持管理業務に係る調整業務（入線業者等との <u>施設の点検・補</u>  <u>修・抜柱・入線（追加）</u>等に係る調整など）</p> <p><u>エその他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</u></p>	<p>（削除）            （削除）</p> <p>（削除）            （追加）            （削除）</p>
4	13. 諸条件 （略）	13. 諸条件 （略）	
5	(2) 本施設の概要 本事業の整備対象となる施設の概要は下表のとおりである。な お、設計業務、工事業務の <u>対象区域</u> については資料 3-1、維持 管理業務の対象 <u>区域</u> については資料 3-2 に示す。	(2) 本施設の概要 本事業の整備対象となる施設の概要は下表のとおりである。な お、設計業務、工事業務 <u>（追加）</u> については資料 3-1、維持管 理業務の対象 <u>範囲</u> については資料 3-2 に示す。	<p>（追加）            （変更）</p>

頁	新	旧	備考
7 9	<p>第2章 設計業務</p> <p>1. 基本事項 (略)</p> <p>(8) 設計協議 (略)</p> <p>ア 主要段階での打合せ（実施時期は適宜） （ア）業務計画書作成時（業務着手時） （イ）関係機関等協議着手前 （ウ）工事発注計画時 <u>（削除）</u></p> <p>イ 成果完成時の打合せ</p>	<p>第2章 設計業務</p> <p>1. 基本事項 (略)</p> <p>(8) 設計協議 (略)</p> <p>ア 主要段階での打合せ（実施時期は適宜） （ア）業務計画書作成時（業務着手時） （イ）関係機関等協議着手前 （ウ）工事発注計画時 <u>要求水準の変更の必要が生じた場合に実施。</u></p> <p>イ 成果完成時の打合せ</p>	(削除)
19 20	<p>第3章 工事業務</p> <p>1. 基本事項 (略)</p> <p>(5) 現場代理人等 (略)</p> <p>なお、下記に該当する場合で北陸地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査<u>提出書類</u>に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。(略)</p>	<p>第3章 工事業務</p> <p>1. 基本事項 (略)</p> <p>(5) 現場代理人等 (略)</p> <p>なお、下記に該当する場合で北陸地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査<u>資料</u>に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。(略)</p>	(変更)

頁	新	旧	備考
46	<p>5. 工事業務に係る調整業務 (略)</p> <p>(2) 工事期間における規制箇所等調整 工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事<u>着手</u>後に、必要に応じて、<u>点用者との調整会議を行うものとし、設計変更の対象</u>とする。</p>	<p>5. 工事業務に係る調整業務 (略)</p> <p>(2) 工事期間における規制箇所等調整 工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事<u>着工</u>後に、必要に応じて、<u>点用調整会議を行うこと</u>とする。</p>	(変更) (変更)
46	<u>(削除)</u>	<p><u>6. 本施設の所有権移転業務</u> <u>事業者は、北陸地方整備局による完成検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。</u></p>	(削除)
48	<p>第5章 維持管理業務 (略)</p> <p>(2)業務期間 維持管理業務の期間は、事業者が<u>北陸地方整備局</u>に電線共同溝を引渡した日（令和12年3月末）より、令和28年3月末日までとする。</p>	<p>第5章 維持管理業務 (略)</p> <p>(2)業務期間 維持管理業務の期間は、事業者が<u>国</u>に電線共同溝を引渡した日（令和12年3月末）より、令和28年3月末日までとする。</p>	(変更)

頁	新	旧	備考																								
57	<p>資料 3-1 事業対象区域図 (設計業務・工事業務)</p> <p>■標準断面図</p> <p>舗装工の施工範囲を修正</p>	<p>資料 3-1 事業対象区域図 (設計業務・工事業務)</p> <p>■標準断面図</p>	(変更)																								
59	<p>資料 4 道路復旧舗装構成図 車道部</p> <p>車道部</p> <p>一般部</p> <p>切削オーバーレイ区間</p> <table border="1" data-bbox="403 1085 649 1173"> <tr> <td>表層 (密粒度アスコン)</td> <td>新20FH改質材入り</td> <td>t=5cm</td> </tr> <tr> <td>基層 (粗粒度アスコン20再生材入り)</td> <td></td> <td>t=6cm</td> </tr> <tr> <td>A S 安定処理 (25再生材入り)</td> <td></td> <td>t=12cm</td> </tr> <tr> <td>路盤 (粒度調整砕石M-40)</td> <td></td> <td>t=15cm</td> </tr> </table> <p>切削オーバーレイ 表層 (密粒度アスコン新20FH改質材入り) t=5cm</p> <p>「新20FH改質材」に変更</p> <p>切削オーバーレイ区間の舗装構成図を追加</p>	表層 (密粒度アスコン)	新20FH改質材入り	t=5cm	基層 (粗粒度アスコン20再生材入り)		t=6cm	A S 安定処理 (25再生材入り)		t=12cm	路盤 (粒度調整砕石M-40)		t=15cm	<p>資料 4 道路復旧舗装構成図 車道部</p> <p>車道部</p> <p>一般部</p> <table border="1" data-bbox="1299 1085 1545 1173"> <tr> <td>表層 (密粒度アスコン)</td> <td>20FH改質材入り</td> <td>t=5cm</td> </tr> <tr> <td>基層 (粗粒度アスコン20再生材入り)</td> <td></td> <td>t=6cm</td> </tr> <tr> <td>A S 安定処理 (25再生材入り)</td> <td></td> <td>t=12cm</td> </tr> <tr> <td>路盤 (粒度調整砕石M-40)</td> <td></td> <td>t=15cm</td> </tr> </table> <p>表層 (密粒度アスコン)</p> <p>20FH改質材入り</p>	表層 (密粒度アスコン)	20FH改質材入り	t=5cm	基層 (粗粒度アスコン20再生材入り)		t=6cm	A S 安定処理 (25再生材入り)		t=12cm	路盤 (粒度調整砕石M-40)		t=15cm	(追加)  (変更)
表層 (密粒度アスコン)	新20FH改質材入り	t=5cm																									
基層 (粗粒度アスコン20再生材入り)		t=6cm																									
A S 安定処理 (25再生材入り)		t=12cm																									
路盤 (粒度調整砕石M-40)		t=15cm																									
表層 (密粒度アスコン)	20FH改質材入り	t=5cm																									
基層 (粗粒度アスコン20再生材入り)		t=6cm																									
A S 安定処理 (25再生材入り)		t=12cm																									
路盤 (粒度調整砕石M-40)		t=15cm																									

入札説明書 添付3 事業者等が付す保険等 新旧対照表

頁	新	旧	備考
表紙	事業者等が付す保険等 <u>【再公告】</u>	事業者等が付す保険等 <u>(追加)</u>	(追加)

入札説明書 添付4 業績等の監視及び改善要求措置要領 新旧対照表

頁	新	旧	備考
表紙	業績等の監視及び改善要求措置要領【 <u>再公告</u> 】	業績等の監視及び改善要求措置要領 <u>(追加)</u>	(追加)
1	第2章 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等 1.業績等の監視方法 (略) (2)確認方法 ア 書類による確認 (略)	第2章 財務状況に関する業績等の監視及び改善要求措置等 1.業績等の監視方法 (略) (2)確認方法 ア 書類による確認 (略)	
2	・ <u>特別目的会社（以下「SPC」という。）</u> の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む。）：各事業年度の最終日より <u>3ヶ月</u> 以内	・ <u>SPC</u> の事業報告書（会計監査人の監査報告書を含む。）：各事業年度の最終日より <u>3か月</u> 以内	(変更) (変更)

入札説明書 添付5 事業費の算定及び支払い方法 新旧対照表

頁	新	旧	備考																																								
表紙	事業費の算定及び支払い方法 <b>【再公告】</b>	事業費の算定及び支払い方法 <b>(追加)</b>	(追加)																																								
2	<p>表 1 事業費の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支払区分</th> <th>費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業費</td> <td>施設整備費</td> <td>調査・設計費 整備工事費（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧工事費を含む。） 工事監理費 設計業務に係る調整費 事業者の開業に伴う費用 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等） 融資組成手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等</td> </tr> <tr> <td>割賦手数料</td> <td>資金調達に必要な融資等に係わる金利 事業者の税引前利益の一部</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>施設整備に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">維持管理費</td> <td>維持管理費</td> <td>点検・補修費 台帳作成・管理費 維持管理業務に係る調整費</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>維持管理に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の費用</td> <td>その他の費用</td> <td>引渡日以降の事業者の運営費 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く。）</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>その他の費用に係る消費税等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	支払区分	費用の内容	事業費	施設整備費	調査・設計費 整備工事費（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧工事費を含む。） 工事監理費 設計業務に係る調整費 事業者の開業に伴う費用 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等） 融資組成手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等	割賦手数料	資金調達に必要な融資等に係わる金利 事業者の税引前利益の一部	消費税等	施設整備に係る消費税等	維持管理費	維持管理費	点検・補修費 台帳作成・管理費 維持管理業務に係る調整費	消費税等	維持管理に係る消費税等	その他の費用	その他の費用	引渡日以降の事業者の運営費 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く。）	消費税等	その他の費用に係る消費税等	<p>表 1 事業費の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>支払区分</th> <th>費用の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業費</td> <td>施設整備費</td> <td>調査・設計費 整備工事費（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧工事費を含む。） 工事監理費 設計業務に係る調整費 <b>工事業務に係る調整費</b> 事業者の開業に伴う費用 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等） 融資組成手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等</td> </tr> <tr> <td>割賦手数料</td> <td>資金調達に必要な融資等に係わる金利 事業者の税引前利益の一部</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>施設整備に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">維持管理費</td> <td>維持管理費</td> <td>点検・補修費 台帳作成・管理費 維持管理業務に係る調整費</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>維持管理に係る消費税等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の費用</td> <td>その他の費用</td> <td>引渡日以降の事業者の運営費 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く。）</td> </tr> <tr> <td>消費税等</td> <td>その他の費用に係る消費税等</td> </tr> </tbody> </table>	項目	支払区分	費用の内容	事業費	施設整備費	調査・設計費 整備工事費（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧工事費を含む。） 工事監理費 設計業務に係る調整費 <b>工事業務に係る調整費</b> 事業者の開業に伴う費用 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等） 融資組成手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等	割賦手数料	資金調達に必要な融資等に係わる金利 事業者の税引前利益の一部	消費税等	施設整備に係る消費税等	維持管理費	維持管理費	点検・補修費 台帳作成・管理費 維持管理業務に係る調整費	消費税等	維持管理に係る消費税等	その他の費用	その他の費用	引渡日以降の事業者の運営費 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く。）	消費税等	その他の費用に係る消費税等	(削除)
項目	支払区分	費用の内容																																									
事業費	施設整備費	調査・設計費 整備工事費（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧工事費を含む。） 工事監理費 設計業務に係る調整費 事業者の開業に伴う費用 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等） 融資組成手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等																																									
	割賦手数料	資金調達に必要な融資等に係わる金利 事業者の税引前利益の一部																																									
	消費税等	施設整備に係る消費税等																																									
維持管理費	維持管理費	点検・補修費 台帳作成・管理費 維持管理業務に係る調整費																																									
	消費税等	維持管理に係る消費税等																																									
その他の費用	その他の費用	引渡日以降の事業者の運営費 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く。）																																									
	消費税等	その他の費用に係る消費税等																																									
項目	支払区分	費用の内容																																									
事業費	施設整備費	調査・設計費 整備工事費（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧工事費を含む。） 工事監理費 設計業務に係る調整費 <b>工事業務に係る調整費</b> 事業者の開業に伴う費用 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等） 融資組成手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等																																									
	割賦手数料	資金調達に必要な融資等に係わる金利 事業者の税引前利益の一部																																									
	消費税等	施設整備に係る消費税等																																									
維持管理費	維持管理費	点検・補修費 台帳作成・管理費 維持管理業務に係る調整費																																									
	消費税等	維持管理に係る消費税等																																									
その他の費用	その他の費用	引渡日以降の事業者の運営費 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く。）																																									
	消費税等	その他の費用に係る消費税等																																									

入札説明書 添付6 事業者選定基準 新旧対照表

頁	新	旧	備考
表紙	事業者選定基準 <u>【再公告】</u>	事業者選定基準 <u>(追加)</u>	(追加)
1	<p>第2章 事業者選定の方法</p> <p>1. 事業者選定の概要</p> <p>(略)</p> <p>また、審査は、第二次審査に進むための競争参加希望者の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査<u>提出書類</u>を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 事業者選定の方法</p> <p>1. 事業者選定の概要</p> <p>(略)</p> <p>また、審査は、第二次審査に進むための競争参加希望者の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査<u>資料</u>を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。</p> <p>(略)</p>	(変更)
2	<p>第3章 審査の手順</p> <p>(略)</p> <div style="text-align: center;">  <p>総合評価値算出 最高評価値？</p> </div> <p>(略)</p>	<p>第3章 審査の手順</p> <p>(略)</p> <div style="text-align: center;">  <p>総合評価点算出 最高評価値？</p> </div> <p>(略)</p>	(変更)

入札説明書 添付7 基本協定書（案） 新旧対照表

頁	新	旧	備考
表紙	基本協定書（案） <u>【再公告】</u>	基本協定書（案） <u>（追加）</u>	（追加）

入札説明書 添付8 様式集及び記載要領 新旧対照表

頁	新	旧	備考
表紙	様式集及び記載要領 <b>【再公告】</b>	様式集及び記載要領 <b>(追加)</b>	(追加)
記載 要領 P5	<p>4 提出書類の記載要領</p> <p>(1) 作成上の留意点</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 様式等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する用紙<b>サイズ</b>は、表紙を含め、各指定様式を使用し、特に指定のない限りは、A4 判<b>縦長</b>横書き <b>(削除)</b> とすること。 (略)</li> </ul> <p>(2) 各提出書類</p> <p>ア 第一次審査に関する提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次審査に関する提出書類は、<b>以下の書類の電子データを CD-R に記録し、当該 CD-R の盤面には事業名、応募企業又は応募グループ (以下「応募者」という) の名称を明記のうえ、1 部提出すること。</b></li> <li>・各書類データのファイル名には、様式番号と様式名を明記すること。</li> <li>・<b>CD-R を提出する際は、ウイルス対策を確実に実施すること。</b></li> </ul> <p>(ア) 入札参加表明の提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加表明にあたっては様式 1-1～様式 1-3 を作成し、<b>押印</b></li> </ul>	<p>4 提出書類の記載要領</p> <p>(1) 作成上の留意点</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 様式等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する用紙 <b>(追加)</b> は、表紙を含め、各指定様式を使用し、特に指定のない限りは、A4 判<b>縦置き</b>横書き <b>片面</b> とすること。 (略)</li> </ul> <p>(2) 各提出書類</p> <p>ア 第一次審査に関する提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一次審査に関する提出書類は、<b>以下の書類を A4 判縦置き左綴じとし、ファイルの表紙には応募企業又は応募グループ(以下「応募者」という)の名称、事業名、書類名を表記のうえ 1 部提出すること。</b> <b>(追加)</b></li> <li><b>(追加)</b></li> </ul> <p>(ア) 入札参加表明の提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加表明にあたっては様式 1-1～様式 1-3 を作成し、<b>各 1</b></li> </ul>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>

頁	新	旧	備考
	<p><u>済の書面をスキャニングして PDF ファイル形式に電子化のう</u> <u>え</u>提出すること。ただし、応募グループを構成しない場合は様式 1-3 の作成を必要としない。</p> <p>(イ) 競争参加資格確認申請時の提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 2-1～様式 2-8 に加えて、様式 2-9 の添付資料 I～XI を提出すること。</li> <li>・様式 2-9 の添付資料 I～XI は、<u>企業毎に同一フォルダにデータをまとめ、フォルダ名に企業名を明記すること。</u></li> </ul> <p>イ 第二次審査に関する提出書類</p> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>第二次審査に関する提出書類は、入札書を除き、以下の書類の電子データを CD-R に記録し、当該 CD-R の盤面には事業名、応募企業又は応募グループ（以下「応募者」という）の名称を明記のうえ、1 部提出すること。</u></li> <li>・<u>各書類データのファイル名には、様式番号と様式名を明記すること。</u></li> <li>・<u>CD-R を提出する際は、ウイルス対策を確実に実施すること。</u></li> <li>・提案に当たっては、内容及びその効果が分かりやすいように、具体的にイラスト等を使用するなどの工夫を施すこと。また、本様式の記載内容に関係して、他の様式、図面等により詳細な内容を示している場合は、その箇所を分かりやすく示すこと。</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p>	<p>部提出すること。ただし、応募グループを構成しない場合は様式 1-3 の作成を必要としない。</p> <p>(イ) 競争参加資格確認申請時の提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 2-1～様式 2-8 に加えて、様式 2-9 の添付資料 I～XI を提出すること。</li> <li>・様式 2-9 の添付資料 I～XI は、<u>まとめてファイルに綴じ、表紙及び背表紙には応募企業名又は代表企業名を明記すること。</u></li> </ul> <p>イ 第二次審査に関する提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>各書類の表紙の左上に通し番号（正・副の別、及び正本分は 1/7、副本分は 2/7～7/7）を記載すること。</u></li> </ul> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案に当たっては、内容及びその効果が分かりやすいように、具体的にイラスト等を使用するなどの工夫を施すこと。また、本様式の記載内容に関係して、他の様式、図面等により詳細な内容を示している場合は、その箇所を分かりやすく示すこと。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>各書類の所定の欄に、提案受付番号を記載すること。</u></li> </ul>	<p></p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(追加)</p> <p></p> <p>(追加)</p> <p>(削除)</p>

頁	新	旧	備考
記載 要領 P6	<p>(ア) 第二次審査提出書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 A-1～様式 A-3、様式 A-5 については、<u>押印済の書面をスキャンして PDF ファイル形式に電子化のうえ提出すること。</u></li> <li>・様式 A-4、様式 B-4②、様式 B-4②別表①、様式 B-4②別表②③については、入札説明書第 4 章 5. (1) イに従い作成し、入札書として 1 部提出すること。</li> </ul>	<p>(ア) 第二次審査提出書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式 A-1～様式 A-3、様式 A-5 については、<u>正・副各 1 部、計 2 部を正・副毎にまとめて提出すること。</u></li> <li>・様式 A-4、様式 B-4②、様式 B-4②別表①、様式 B-4②別表②③については、入札説明書第 4 章 5. (1) イに従い作成し、入札書として 1 部提出すること。</li> </ul>	(変更)
	<p>(イ) 提案書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれ A4 判縦長 (A3 判指定の様式は<u>横長</u>) <u>で作成し、正副の 2 種類についてフォルダを分けて提出すること。</u></li> <li>・<u>なお、副分については、提出書類に応募者名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、応募者名については入札参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」「構成企業 A」「構成企業 B」「協力企業 A」「協力企業 B」等の匿名を使用すること。</u></li> </ul>	<p>(イ) 提案書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれ A4 判縦長 (A3 判指定の様式は<u>横折込</u>) <u>左綴じとし、正本 1 部、副本 6 部、合計 7 部を提出すること。</u></li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>	(変更)  (追加)
	<p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書の項目ごとに<u>ファイル名を分けること。</u></li> <li>・提案書の最後に、要求水準書審査項目チェックシート(G-1)を添付すること。<u>チェックを手書きで行った場合は、当該書面をスキャンして PDF ファイル形式に電子化のうえ提出すること。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>それぞれのファイルの表紙及び背表紙には、事業名、書類名・分類名、応募者名及び通し番号 (正・副の別、及び正本分には 1/7、副本分には 2/7～7/7) を記載すること。</u></li> <li>・提案書の項目ごとに<u>インデックスを付けること。</u></li> <li>・提案書の最後に、要求水準書審査項目チェックシート(G-1)を添付すること。<u>(追加)</u></li> </ul>	(削除)  (変更)  (追加)
	<p><u>(削除)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>なお、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に応募者名</u></li> </ul>	(削除)

頁	新	旧	備考
	<p>・各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上に設定すること。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、応募者名については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業 A」「構成企業 B」「協力企業 A」「協力企業 B」等の匿名を使用すること。</u></p> <p>・各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上に設定すること。</p> <p><u>(ウ) その他</u></p> <p>・<u>提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存した CD-R を 2 枚提出すること。なお、当該 CD-R には、事業名、応募者名、保存されている書類名及び項目を明記すること。ただし、様式 A-4、様式 B-4②、様式 B-4②別表は除く。</u></p>	(削除)
様式 2-2	<p>1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和 3・4 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争（指名競争）参加資格</u>の再認定を受けていること。）の証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。</p>	<p>1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和 3・4 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。）の証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。</p>	(変更) (変更)
様式 2-3	<p>イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 24 年度以降公示日までに<u>完了した</u>業務(再委託による業務及び照査技術者としての</p>	<p>イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成 24 年度以降公示日までに<u>完了し、引渡済みの</u>業務(再委託による業務及び照査技術者</p>	(変更)

頁	新	旧	備考
	<p>実績は含まない。)とする。なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。</p> <p>a.電線共同溝の実施（詳細）設計業務 b.電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務</p> <p>ウ 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は R C C M 相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには<u>競争参加資格確認結果の通知の日</u>までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p>	<p>としての実績は含まない。)とする。なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に規定する休業）（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。</p> <p>a 電線共同溝の実施（詳細）設計業務 b 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務</p> <p>ウ 外国資格を有する技術者（わが国及びW T O 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は R C C M 相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。）（不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。）建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには<u>指名通知の日</u>までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。</p>	<p>(変更)</p>

頁	新	旧	備考
	<p>エ 上記ア、イ及びウについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。上記のイの実績として挙げた<u>業務</u>が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く。）の TECRIS に登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が 60 点以上であること。</p>	<p>エ 上記ア、イ及びウについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。上記のイの実績として挙げた<u>業務実績</u>が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注（港湾空港関係事務に関することを除く。）の TECRIS に登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務の企業成績評価点が、60 点以上であること。</p>	(変更)
様式 2-4	<p>1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A 等級」または「B 等級」に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争（指名競争）参加資格</u>の再認定を受けていること。）を証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。</p>	<p>1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「A 等級」または「B 等級」に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。）を証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。</p>	(変更) (変更)
様式 2-5	<p>ア主任技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の<u>資格とは次のとおり</u>。 <u>り</u>。 (略) また、監理技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の<u>資格とは次のとおり</u>。</p>	<p>ア主任技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の<u>資格は次に掲げるいずれかの資格とする</u>。 (略) また、監理技術者は、1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の<u>資格は次に掲げるいずれかの資格とする</u>。</p>	(変更)  (変更)

頁	新	旧	備考
	<p>(略)</p> <p>イ 平成 19 年度以降に元請けとして<u>完成した</u>前頁 2.に掲げる工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。</p>	<p>(略)</p> <p>イ 平成 19 年度以降に元請けとして<u>完成し、引渡し</u>が完了した前頁 2.に掲げる工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が 20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。</p>	(変更)
様式 2-6	<p>2.平成 19 年度以降に元請けとして完了した、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した<u>土木工事に関する</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI 事業技術アドバイザー業務の実績を有することを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。</p>	<p>2.平成 19 年度以降に元請けとして完了した、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した（<u>追加</u>）発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI 事業技術アドバイザー業務の実績を有することを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。</p>	(追加)
様式 2-7	<p>次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。</p> <p>ア 管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。</p> <p>a.技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）</p> <p>b.一級土木施工管理技士</p> <p>c.<u>土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、1 級土木）</u></p> <p>d.（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質国土交通省登録技術者資格（Ⅱ）</p> <p>e.RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）</p> <p>イ 次の a.の実績（平成 19 年度以降公示日までに完了した業務）</p>	<p>次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。</p> <p>ア 管理技術者は、次に掲げるいずれかの資格を有すること。</p> <p>a 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）</p> <p>b 一級土木施工管理技士</p> <p>c <u>土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者</u></p> <p>d （一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質国土交通省登録技術者資格（Ⅱ）</p> <p>e RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）</p> <p>イ 次の a.の実績（平成 19 年度以降公示日までに完了した業務）</p>	(変更)

頁	新	旧	備考
	<p>を有すること。</p> <p>a. 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務</p> <p>ウ 上記ア及びイについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p> <p><u>なお、実績として挙げた業務が地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</u></p>	<p>を有すること。</p> <p>a 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務ウ 上記ア及びイについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。</p> <p><u>上記のイの実績として挙げた業務実績が 60 点以上であること。</u></p>	(変更)
様式 2-8	<p>1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和 3・4 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>北陸地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争（指名競争）参加資格</u>の再認定を受けていること。）を証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。</p> <p>（略）</p> <p>3. 次の①から③までの実績を有することを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。</p> <p>①平成 24 年度以降に完了した、<u>国又は地方公共団体のいずれかが発注した</u>道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有す</p>	<p>1. 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）における令和 3・4 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、<u>当該地方整備局長</u>が別に定める手続に基づく<u>一般競争参加資格</u>の再認定を受けていること。）を証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。</p> <p>（略）</p> <p>3. 次の（追加）実績を有することを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。</p> <p>①平成 24 年度以降に完了した、<u>国及び地方公共団体による</u>道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有すること。</p>	(変更) (変更) (追加) (変更)

頁	新	旧	備考
	<p>ること。</p> <p>②平成 19 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した<u>土木工事に関する</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI 事業技術アドバイザー業務</p> <p><u>なお、実績として挙げた業務が</u>地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</p> <p>③平成 19 年度以降に完了した、<u>国又は地方公共団体のいずれかが発注した</u>道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること。</p> <p>（略）</p> <p>・<u>3.</u>を証する書類として契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写しを添付してください。</p>	<p>②平成 19 年度以降に完了した以下に示す業務において、1 件以上の実績を有すること。</p> <p>業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した<u>（追加）</u>発注者支援業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI 事業技術アドバイザー業務</p> <p><u>※当該実績が</u>地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満（本業務公告時において未完了の業務成績は含まない。）の場合は実績として認めない。</p> <p>③平成 19 年度以降に完了した、<u>国及び地方公共団体による</u>道路構造物の維持修繕工事の実績を有すること。</p> <p>（略）</p> <p>・<u>4.</u>を証する書類として契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写しを添付してください。</p>	<p>（備考）</p> <p>（追加）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p> <p>（変更）</p>



頁	新	旧	備考																																						
	<p><u>①工事監理業務</u></p> <p>(3) 維持管理業務</p> <p><u>1) 点検・補修業務</u></p> <p>①日常点検</p> <p>②定期点検</p> <p><u>2) 台帳作成・管理業務</u></p> <p>①管理台帳作成</p> <p>3) 共通</p> <p>①維持管理業務に係る調整業務</p>	<p><u>②工事監理</u></p> <p>(3) 維持管理業務</p> <p><u>1) 通常点検</u></p> <p>①日常点検</p> <p>②定期点検</p> <p><u>2) 管理台帳作成</u></p> <p>①管理台帳作成</p> <p>3) 共通</p> <p>①維持管理業務に係る調整業務</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>																																						
様式 2- 10③	<p>事業名：<u>国道41号黒崎電線共同溝PFI事業</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 工事監理業務</p> <p>1) <u>工事監理業務</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>①工事監理業務</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 維持管理業務</p> <p>2) 台帳作成・管理業務</p> <p>①管理台帳作成 <u>1 km</u> 当たり</p>	<p>事業名：<u>国道41号黒崎電線共同溝事業</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 工事監理業務</p> <p>1) <u>共通</u></p> <p>①工事業務に係る調整業務 <span style="float: right;">1年当たり</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="6">直接人件費</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画準備</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>調整監理</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>打合せ</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>②工事監理</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 維持管理業務</p> <p>2) 台帳作成・管理業務</p> <p>①管理台帳作成 <u>0.1 km<sup>2</sup></u> 当たり</p>		直接人件費						備考	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計画準備								調整監理								打合せ								<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
	直接人件費						備考																																		
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員																																			
計画準備																																									
調整監理																																									
打合せ																																									
様式 B-4 ①	<p>2.割賦金利について</p> <p>(1) 割賦金利について</p> <p>(略)</p>	<p>2.割賦金利について</p> <p>(1) 割賦金利について</p> <p>(略)</p>																																							

頁	新	旧	備考
	ただし、 <u>基準金利</u> の算定結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。	ただし、 <u>準金利</u> の算定結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。	(変更)
様式 B-4 ③	5 原則として A3 <u>判横長 1 ページ</u> に記載して下さい。	5 原則として A3 <u>用紙 1 枚</u> に記載して下さい。	(変更)





頁	新	旧	備考																																				
	(略)	(略)																																					
様式 F-1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; text-align: center;">工 事 業 務</td><td>ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務</td></tr> <tr><td></td><td>イ 整備工事業務</td></tr> <tr><td></td><td>ウ 工事業務に係る調整業務</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">等</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">工 事 監 理 業 務</td><td>ア 工事監理業務</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">等</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	工 事 業 務	ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務		イ 整備工事業務		ウ 工事業務に係る調整業務		等	工 事 監 理 業 務	ア 工事監理業務		等							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; text-align: center;">工 事 業 務</td><td>ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務</td></tr> <tr><td></td><td>イ 整備工事業務</td></tr> <tr><td></td><td>ウ 工事監理業務</td></tr> <tr><td></td><td>エ 本施設の所有権移転業務</td></tr> <tr><td></td><td>オ 工事業務に係る調整業務</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">等</td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>	工 事 業 務	ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務		イ 整備工事業務		ウ 工事監理業務		エ 本施設の所有権移転業務		オ 工事業務に係る調整業務		等							(削除) (削除) (変更)  (追加)
工 事 業 務	ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務																																						
	イ 整備工事業務																																						
	ウ 工事業務に係る調整業務																																						
	等																																						
工 事 監 理 業 務	ア 工事監理業務																																						
	等																																						
工 事 業 務	ア 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務																																						
	イ 整備工事業務																																						
	ウ 工事監理業務																																						
	エ 本施設の所有権移転業務																																						
	オ 工事業務に係る調整業務																																						
	等																																						
様式 G-1	<p>第3章 工事業務</p> <p>1. 基本事項</p> <p>(略)</p> <p>(5) 現場代理人等</p> <p>(略)</p> <p>なお、下記に該当する場合で北陸地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査提出書類に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>3章 工事業務</p> <p>1. 基本事項</p> <p>(略)</p> <p>(5) 現場代理人等</p> <p>(略)</p> <p>なお、下記に該当する場合で北陸地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査資料に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p> <p>(略)</p>	(変更)    (変更)																																				

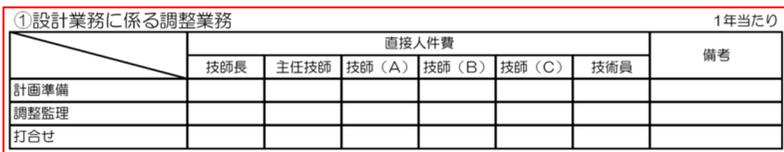
頁	新	旧	備考
	<p>5. 工事業務に係る調整業務 (略)</p> <p>(2) 工事期間における規制箇所等調整 工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事<u>着手</u>後に、必要に応じて、<u>占有者との調整会議を行うものとし、設計変更の対象</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 維持管理業務 (略)</p> <p>(2)業務期間 維持管理業務の期間は、事業者が<u>北陸地方整備局</u>に電線共同溝を引渡した日（令和12年3月末）より、令和28年3月末日までとする。</p>	<p>5. 工事業務に係る調整業務 (略)</p> <p>(2) 工事期間における規制箇所等調整 工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事<u>着工</u>後に、必要に応じて、<u>占有調整会議を行うこと</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p><u>6.本施設の所有権移転業務</u> <u>事業者は、北陸地方整備局による完成検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>第5章 維持管理業務 (略)</p> <p>(2)業務期間 維持管理業務の期間は、事業者が<u>国</u>に電線共同溝を引渡した日（令和12年3月末）より、令和28年3月末日までとする。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>
様式 3-2	<p>(略)</p> <p>注)1. 本様式を、申込期限までに、持参、郵送又は電子メールの<u>添付ファイルとして送信</u>願います。</p>	<p>(略)</p> <p>注)1. 本様式を、申込期限までに、持参、郵送又は電子メール<u>(追加)</u>願います。</p>	<p>(追加)</p>

入札説明書 添付9 入札時積算数量図面書 新旧対照表

頁	新	旧	備考																																																																																																																																																																																																															
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計 <u>業務</u></li> <li>・ 工事 <u>業務</u></li> <li>・ 工事監理 <u>業務</u></li> <li>・ 維持管理 <u>業務</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計 <u>(追加)</u></li> <li>・ 工事 <u>(追加)</u></li> <li>・ 工事監理 <u>(追加)</u></li> <li>・ 維持管理 <u>(追加)</u></li> </ul>	(追加) (追加) (追加) (追加)																																																																																																																																																																																																															
表紙	入札時積算数量図面書 <u>【再公告】</u>	基本協定書 (案) <u>(追加)</u>	(追加)																																																																																																																																																																																																															
31	<p style="text-align: center;">数量総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>項目・工種・種別・細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量(前回)</th> <th>数量(今回)</th> <th>業務項目</th> <th>設計業務 工事監理業務</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事監理業務</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事監理業務</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事監理業務</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事監理業務</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>業務計画、監理業務、打合せ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接原価 (その他原価除く)</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他原価</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務価格</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務委託料</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">国土交通省 北陸地方整備局</p>	業務名	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	業務項目	設計業務 工事監理業務	備考	工事監理業務			式		1				工事監理業務			式		1				工事監理業務			式		1				工事監理業務			式		1		業務計画、監理業務、打合せ		直接原価 (その他原価除く)			式		1				その他原価			式		1				一般管理費等			式		1				業務価格			式		1				消費税相当額			式		1				業務委託料			式		1				<p style="text-align: center;">数量総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th>項目・工種・種別・細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量(前回)</th> <th>数量(今回)</th> <th>業務項目</th> <th>設計業務 工事監理業務</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通 (設計業務)</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事業務に係る調整業務</td> <td></td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>計画準備、調整監理、打合せ</td> </tr> <tr> <td>工事監理</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>業務計画、監理業務、打合せ</td> </tr> <tr> <td>直接原価 (その他原価除く)</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他原価</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務価格</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務委託料</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">国土交通省 北陸地方整備局</p>	業務名	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	業務項目	設計業務 工事監理業務	備考	共通			式		1				共通 (設計業務)			式		1				その他			式		1				工事業務に係る調整業務			年		6			計画準備、調整監理、打合せ	工事監理			式		1			業務計画、監理業務、打合せ	直接原価 (その他原価除く)			式		1				その他原価			式		1				一般管理費等			式		1				業務価格			式		1				消費税相当額			式		1				業務委託料			式		1				(変更)
業務名	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	業務項目	設計業務 工事監理業務	備考																																																																																																																																																																																																										
工事監理業務			式		1																																																																																																																																																																																																													
工事監理業務			式		1																																																																																																																																																																																																													
工事監理業務			式		1																																																																																																																																																																																																													
工事監理業務			式		1		業務計画、監理業務、打合せ																																																																																																																																																																																																											
直接原価 (その他原価除く)			式		1																																																																																																																																																																																																													
その他原価			式		1																																																																																																																																																																																																													
一般管理費等			式		1																																																																																																																																																																																																													
業務価格			式		1																																																																																																																																																																																																													
消費税相当額			式		1																																																																																																																																																																																																													
業務委託料			式		1																																																																																																																																																																																																													
業務名	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	業務項目	設計業務 工事監理業務	備考																																																																																																																																																																																																										
共通			式		1																																																																																																																																																																																																													
共通 (設計業務)			式		1																																																																																																																																																																																																													
その他			式		1																																																																																																																																																																																																													
工事業務に係る調整業務			年		6			計画準備、調整監理、打合せ																																																																																																																																																																																																										
工事監理			式		1			業務計画、監理業務、打合せ																																																																																																																																																																																																										
直接原価 (その他原価除く)			式		1																																																																																																																																																																																																													
その他原価			式		1																																																																																																																																																																																																													
一般管理費等			式		1																																																																																																																																																																																																													
業務価格			式		1																																																																																																																																																																																																													
消費税相当額			式		1																																																																																																																																																																																																													
業務委託料			式		1																																																																																																																																																																																																													

頁	新	旧	備考																																																																																																																																																																																		
33	<p style="text-align: center;">数量総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th colspan="2">国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理業務）</th> <th>業種項目</th> <th>設計業務 維持管理業務</th> </tr> <tr> <th>項目・工種・種別・細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量(前回)</th> <th>数量(今回)</th> <th>数量増減</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理業務</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持管理業務</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検・補修業務</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常点検</td> <td></td> <td>回</td> <td></td> <td>13</td> <td></td> <td>計画準備、通常点検、点検調査作成、報告書作成</td> </tr> <tr> <td>定期点検</td> <td></td> <td>回</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>計画準備、定期点検、点検調査作成、報告書作成</td> </tr> <tr> <td>台帳作成・管理業務</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理台帳作成</td> <td></td> <td>km</td> <td></td> <td>2.18</td> <td></td> <td>管理台帳作成</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通（設計業務）</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持管理業務に係る調整業務</td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td>16</td> <td></td> <td>計画準備、調整監視、打合せ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">国土交通省 北陸地方整備局</p>	業務名	国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理業務）		業種項目	設計業務 維持管理業務	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	概要	維持管理業務		式		1			維持管理業務		式		1			点検・補修業務		式		1			日常点検		回		13		計画準備、通常点検、点検調査作成、報告書作成	定期点検		回		3		計画準備、定期点検、点検調査作成、報告書作成	台帳作成・管理業務		式		1			管理台帳作成		km		2.18		管理台帳作成	共通		式		1			共通（設計業務）		式		1			その他		式		1			維持管理業務に係る調整業務		年		16		計画準備、調整監視、打合せ	<p style="text-align: center;">数量総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th colspan="2">国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理）</th> <th>業種項目</th> <th>設計業務 維持管理業務</th> </tr> <tr> <th>項目・工種・種別・細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量(前回)</th> <th>数量(今回)</th> <th>数量増減</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理業務</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通常点検</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常点検</td> <td></td> <td>回</td> <td></td> <td>13</td> <td></td> <td>計画準備、通常点検、点検調査作成、報告書作成</td> </tr> <tr> <td>定期点検</td> <td></td> <td>回</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>計画準備、定期点検、点検調査作成、報告書作成</td> </tr> <tr> <td>管理台帳作成</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理台帳作成</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理台帳作成</td> <td></td> <td>km</td> <td></td> <td>0.033</td> <td></td> <td>管理台帳作成</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通（設計業務）</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">国土交通省 北陸地方整備局</p>	業務名	国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理）		業種項目	設計業務 維持管理業務	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	概要	維持管理業務		式		1			点検		式		1			通常点検		式		1			日常点検		回		13		計画準備、通常点検、点検調査作成、報告書作成	定期点検		回		3		計画準備、定期点検、点検調査作成、報告書作成	管理台帳作成		式		1			管理台帳作成		式		1			管理台帳作成		km		0.033		管理台帳作成	共通		式		1			共通（設計業務）		式		1			その他		式		1			(変更)
業務名	国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理業務）		業種項目	設計業務 維持管理業務																																																																																																																																																																																	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	概要																																																																																																																																																																															
維持管理業務		式		1																																																																																																																																																																																	
維持管理業務		式		1																																																																																																																																																																																	
点検・補修業務		式		1																																																																																																																																																																																	
日常点検		回		13		計画準備、通常点検、点検調査作成、報告書作成																																																																																																																																																																															
定期点検		回		3		計画準備、定期点検、点検調査作成、報告書作成																																																																																																																																																																															
台帳作成・管理業務		式		1																																																																																																																																																																																	
管理台帳作成		km		2.18		管理台帳作成																																																																																																																																																																															
共通		式		1																																																																																																																																																																																	
共通（設計業務）		式		1																																																																																																																																																																																	
その他		式		1																																																																																																																																																																																	
維持管理業務に係る調整業務		年		16		計画準備、調整監視、打合せ																																																																																																																																																																															
業務名	国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理）		業種項目	設計業務 維持管理業務																																																																																																																																																																																	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	概要																																																																																																																																																																															
維持管理業務		式		1																																																																																																																																																																																	
点検		式		1																																																																																																																																																																																	
通常点検		式		1																																																																																																																																																																																	
日常点検		回		13		計画準備、通常点検、点検調査作成、報告書作成																																																																																																																																																																															
定期点検		回		3		計画準備、定期点検、点検調査作成、報告書作成																																																																																																																																																																															
管理台帳作成		式		1																																																																																																																																																																																	
管理台帳作成		式		1																																																																																																																																																																																	
管理台帳作成		km		0.033		管理台帳作成																																																																																																																																																																															
共通		式		1																																																																																																																																																																																	
共通（設計業務）		式		1																																																																																																																																																																																	
その他		式		1																																																																																																																																																																																	
33	<p style="text-align: center;">数量総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th colspan="2">国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理業務）</th> <th>業種項目</th> <th>設計業務 維持管理業務</th> </tr> <tr> <th>項目・工種・種別・細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量(前回)</th> <th>数量(今回)</th> <th>数量増減</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理業務</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持管理業務</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>点検・補修業務</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日常点検</td> <td></td> <td>回</td> <td></td> <td>13</td> <td></td> <td>計画準備、通常点検、点検調査作成、報告書作成</td> </tr> <tr> <td>定期点検</td> <td></td> <td>回</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td>計画準備、定期点検、点検調査作成、報告書作成</td> </tr> <tr> <td>台帳作成・管理業務</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理台帳作成</td> <td></td> <td>km</td> <td></td> <td>2.18</td> <td></td> <td>管理台帳作成</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>共通（設計業務）</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持管理業務に係る調整業務</td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td>16</td> <td></td> <td>計画準備、調整監視、打合せ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">国土交通省 北陸地方整備局</p>	業務名	国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理業務）		業種項目	設計業務 維持管理業務	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	概要	維持管理業務		式		1			維持管理業務		式		1			点検・補修業務		式		1			日常点検		回		13		計画準備、通常点検、点検調査作成、報告書作成	定期点検		回		3		計画準備、定期点検、点検調査作成、報告書作成	台帳作成・管理業務		式		1			管理台帳作成		km		2.18		管理台帳作成	共通		式		1			共通（設計業務）		式		1			その他		式		1			維持管理業務に係る調整業務		年		16		計画準備、調整監視、打合せ	<p style="text-align: center;">数量総括表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th> <th colspan="2">国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理）</th> <th>業種項目</th> <th>設計業務 共通</th> </tr> <tr> <th>項目・工種・種別・細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量(前回)</th> <th>数量(今回)</th> <th>数量増減</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>維持管理に係る調整業務</td> <td></td> <td>年</td> <td></td> <td>16</td> <td></td> <td>計画準備、調整監視、打合せ</td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接経費</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>原費交通費</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旅費（車計上・宿泊費）</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電子成果品作成費</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電子成果品作成費</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>直接原価（その他原価除く）</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他原価</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務価格</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">国土交通省 北陸地方整備局</p>	業務名	国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理）		業種項目	設計業務 共通	項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	概要	維持管理に係る調整業務		年		16		計画準備、調整監視、打合せ	直接経費		式		1			直接経費		式		1			原費交通費		式		1			旅費（車計上・宿泊費）		式		1			電子成果品作成費		式		1			電子成果品作成費		式		1			直接原価（その他原価除く）		式		1			その他原価		式		1			一般管理費等		式		1			業務価格		式		1			(変更)
業務名	国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理業務）		業種項目	設計業務 維持管理業務																																																																																																																																																																																	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	概要																																																																																																																																																																															
維持管理業務		式		1																																																																																																																																																																																	
維持管理業務		式		1																																																																																																																																																																																	
点検・補修業務		式		1																																																																																																																																																																																	
日常点検		回		13		計画準備、通常点検、点検調査作成、報告書作成																																																																																																																																																																															
定期点検		回		3		計画準備、定期点検、点検調査作成、報告書作成																																																																																																																																																																															
台帳作成・管理業務		式		1																																																																																																																																																																																	
管理台帳作成		km		2.18		管理台帳作成																																																																																																																																																																															
共通		式		1																																																																																																																																																																																	
共通（設計業務）		式		1																																																																																																																																																																																	
その他		式		1																																																																																																																																																																																	
維持管理業務に係る調整業務		年		16		計画準備、調整監視、打合せ																																																																																																																																																																															
業務名	国道41号那珂電線共同運行事業（維持管理）		業種項目	設計業務 共通																																																																																																																																																																																	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	概要																																																																																																																																																																															
維持管理に係る調整業務		年		16		計画準備、調整監視、打合せ																																																																																																																																																																															
直接経費		式		1																																																																																																																																																																																	
直接経費		式		1																																																																																																																																																																																	
原費交通費		式		1																																																																																																																																																																																	
旅費（車計上・宿泊費）		式		1																																																																																																																																																																																	
電子成果品作成費		式		1																																																																																																																																																																																	
電子成果品作成費		式		1																																																																																																																																																																																	
直接原価（その他原価除く）		式		1																																																																																																																																																																																	
その他原価		式		1																																																																																																																																																																																	
一般管理費等		式		1																																																																																																																																																																																	
業務価格		式		1																																																																																																																																																																																	
36～	<p>図面 作成年月日 令和4年 <u>11月</u></p>	<p>図面 作成年月日 令和4年 <u>9月</u></p>	(変更)																																																																																																																																																																																		

入札説明書 添付10 見積参考資料 新旧対照表

頁	新	旧	備考
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計業務</li> <li>・工事業務</li> <li>・工事監理業務</li> <li>・維持管理業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計 (追加)</li> <li>・工事 (追加)</li> <li>・工事監理 (追加)</li> <li>・維持管理 (追加)</li> </ul>	(追加) (追加) (追加) (追加)
表紙	見積参考資料 <b>【再公告】</b>	見積参考資料 (追加)	(追加)
4	4) 共通 	4) 共通 	(変更)
39	4. 局特別調査 (臨時調査) 材料 1) 局特別調査 (臨時調査) 材料については以下のとおり。 <u>(削除)</u>	4. 局特別調査 (臨時調査) 材料 1) 局特別調査 (臨時調査) 材料については以下のとおり。 <u>中間継手 φ150 (FA 管用)</u>	(削除)
41	<u>(削除)</u>		(削除)
42	1) <u>点検・補修業務</u> (略) 2) <u>台帳作成・管理業務</u> ①管理台帳作成 <u>1 km</u> 当たり	1) <u>通常点検</u> (略) 2) <u>管理台帳作成</u> ①管理台帳作成 <u>0.1 km<sup>2</sup></u> 当たり	(変更) (変更) (変更)

以上